

# 火災予防条例の一部改正について

## 「林野火災注意報・警報」新設

(令和8年3月1日～)

令和7年2月26日に大船渡市地内で発生した林野火災は、それまでの記録的な降水量の少なさ、発生日前後の乾燥、強風、地形等の影響を受け、火災の覚知から約2時間で延焼範囲は600ha以上にも達するなど、急激に延焼拡大した大規模災害となり、焼損面積約3,370haとなる昭和39年以降では最大の林野火災となりました。

このことを踏まえて、令和8年3月1日から、火災予防条例を改正し、林野火災予防を目的とした「林野火災注意報・警報」の運用を開始します。

### 林野火災注意報・警報とは

林野火災注意報とは、長期にわたり降水がなく、乾燥する等、注意を要する場合に発令します。

林野火災警報とは、林野火災注意報が発令されている場合に、強風を伴う林野火災の予防上危険な気象状況となった場合に発令します。

### 発令基準

#### ☆林野火災注意報の発令基準

以下の1.又は2.の**いずれか**の条件に該当する場合。

1. 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 前30日間の合計降水量が30mm以下
2. 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 乾燥注意報が発表

※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、この限りでない。

## ☆林野火災警報の発令基準

林野火災注意報の発令基準に加え、**強風注意報**が発表された場合。

## 発令対象期間（林野火災注意報・警報）

1月から5月、ただし、市長が火災の予防上危険があると認めるときは、この限りでない。

## 林野火災注意報、警報発令時の規制について

林野火災注意報が発令された場合は、「対象区域」における「火の使用の制限」に従うように努めなければなりません（**努力義務**）。

林野火災警報が発令された場合は、「対象区域」における「火の使用の制限」に従わなければなりません（**義務**）。

## 火の使用の制限とは

1. 山林、原野等において火入れをしないこと。
2. 煙火を消費しないこと。
3. 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
4. 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
5. 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
6. 残火（たばこの吸い殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

※煙火の消費とは：手持ち花火、打上げ花火などを行うこと。

## 制限に従わなかった場合（義務）の罰則について

林野火災注意報は、警報発令の前段階に位置付けられ、罰則の伴わない努力義務を課すものとなっています。

林野火災警報発令時は、「火の使用の制限」に違反した者に対して**30万円以下の罰金**又は**拘留**に処することが消防法で定められています。

※火災警報発令時と同じ

## 対象区域（林野火災注意報・警報）

森林法（昭和26年法律第249号）第5条の規定により三重県知事が作成する地域森林計画の対象とする森林の区域。

森林法第7条の2の規定により林野庁長官が作成する国府有林の森林計画の対象とする森林の区域。

※消防水利が充足している区域を除く

## 発令時の周知方法

林野火災注意報、警報が発令された場合には、SNS等への掲載

林野火災警報時、消防車両等による巡回広報

消防本部の電光掲示板への掲示により、周知、広報を行います。